

事 務 連 絡
令和 4 年 11 月 14 日

各 校 園 長 様

指 導 部 首席指 導 主 事
(生 活 指 導)

自転車の安全利用促進のための自転車交通ルール等の周知について（依頼）

標題について、別添写しのとおり、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課より周知の依頼がありました。

つきましては、各校園の実情に応じて、送付資料をご活用いただき、「車道が原則、左側を通行・歩道は例外、歩行者を優先」、「交差点では信号と一時停止を守って、安全確認」等、自転車の交通ルールを周知するようお願いいたします。

さらに、児童、幼児は、自転車で歩道を通行することができることから、歩行者に十分注意して歩道を通行するよう発達段階や道路環境を考慮した、交通安全教育の指導に努めるようお願いいたします。

記

○送付資料

- ・（写）「自転車の安全利用促進のための自転車通行ルール等の周知徹底について」

【文部科学省】

指 導 部 教育活動支援担当 (生 活 指 導) 指導主事 川島 愛 電 話 06-6208-9174
--



事 務 連 絡
令和 4 年 1 1 月 2 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課 御中
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局
男女共同参画共生社会学習・安全課

自転車の安全利用促進のための自転車交通ルール等の周知徹底について

このたび、自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化を内容とする道路交通法の改正が行われたことを踏まえ、別紙のとおり内閣府特命担当大臣より、自転車交通ルール等の周知徹底依頼がありました。

特に、「車道が原則、左側を通行・歩道は例外、歩行者を優先」、「交差点では信号と一時停止を守って、安全確認」、「夜間はライトを点灯」、「ヘルメットを着用」等の「自転車安全利用五則」を活用して、交通安全教育等の機会に、自転車の交通ルールを周知するようお願いします。

なお、児童（6 歳以上 13 歳未満）、幼児（6 歳未満）は、自転車で歩道を通行することができることから、歩行者に十分注意して歩道を通行するよう発達段階や道路環境を考慮したご指導をお願いします。（道路交通法第 63 条の 4 第 1 項）

各都道府県教育委員会におかれては、域内の指定都市を除く市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、周知されるようお願いします。

【問合せ先】

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
電話：03-5253-4111（内線 2695）
e-mail:anzen@mext. go. jp

府政政調第743号

令和4年11月1日

文部科学事務次官 殿

交通対策本部長

内閣府特命担当大臣

「自転車の安全利用の促進について」の決定について（通知）

標記について、令和4年11月1日、交通対策本部において、別添のとおり決定したので通知します。

貴府省庁管下の関係機関、関係団体等へ通知願います。

自転車の安全利用の促進について

令和４年１１月１日
中央交通安全対策会議
交通対策本部決定

自転車に関しては、これまでも、その交通秩序の整序化を図るため、平成19年の道路交通法の改正を始めとする各種対策を講じ、「自転車の安全利用の促進について」（平成19年７月10日付け中央交通安全対策会議交通対策本部決定。以下「旧交通対策本部決定」という。）に基づいて自転車の安全利用を促進するための広報啓発に努めてきたところである。しかしながら、依然として交通ルールを遵守しない自転車利用者に対しては多くの批判的な意見が寄せられているところである。今般、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化を内容とする道路交通法の改正が行われたところであり、これを機会に、自転車に関する交通秩序の更なる整序化を図り、自転車の安全利用を促進するため、国及び地方公共団体は、次の措置を講ずるものとする。

なお、自転車の交通ルールの広報啓発に当たっては、本交通対策本部決定以後、別添の「自転車安全利用五則」を活用するものとし、旧交通対策本部決定は廃止する。

- 1 自転車の交通ルール及び今般の道路交通法の改正内容（以下「自転車交通ルール等」という。）の広報啓発に努めること。
また、所属職員に対し、自転車交通ルール等の周知を図り、その遵守について指導を徹底すること。
- 2 学校、幼稚園、保育所、福祉施設及び社会教育施設等における交通安全教育、自転車利用者が参加する各種の講習等のあらゆる機会において、自転車交通ルール等の周知徹底を図ること。
- 3 日本自転車普及協会、自転車産業振興協会等の関係団体に協力を要請する等効果的な自転車交通ルール等の広報啓発を実施すること。
- 4 自転車利用者の悪質・危険な交通法令違反に対する指導及び取締りを強化するとともに、地域交通安全活動推進委員等と連携して自転車の安全利用を促進するための活動を推進すること。
- 5 自転車に係る通行実態・事故実態等を踏まえ、自転車通行空間の整備を推進すること。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

自転車の通行方法等に関する主なルール

通行場所・方法

◆車道通行の原則

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられ、歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則であり、車道の左側（車両通行帯のない道路では左側端）を通行しなければならない。

著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができるが、その場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければならない。

【該当規定】 道路交通法第17条第1項及び第4項、第18条第1項／第17条の2

【罰 則】 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金／2万円以下の罰金又は科料

◆歩道における通行方法

普通自転車※が歩道を通行する場合は、道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（普通自転車通行指定部分）がある場合は当該部分を、指定されていない場合は歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならない。歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいなるときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

【該当規定】 道路交通法第63条の4第2項

【罰 則】 2万円以下の罰金又は科料

※車体の大きさ及び構造が道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の2の2で定める基準に適合する自転車で、他の車両を牽引していないもの。

＜道路交通法施行規則第9条の2の2に定める基準＞

- 一 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。
 - イ 長さ 190センチメートル
 - ロ 幅 60センチメートル
- 二 車体の構造は、次に掲げるものであること。
 - イ 四輪以下の自転車であること。
 - ロ 側車を付していないこと。
 - ハ 一の運転者席以外の乗車装置（幼児用座席を除く。）を備えていないこと。
 - ニ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。
 - ホ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

◆歩行者用道路における通行方法

道路標識等によって車両の通行が禁止されている歩行者用道路を警察署長の許可を受け、または禁止の対象から除外されていることにより通行するときは、特に歩行者に注意して徐行しなければならない。

【該当規定】道路交通法第9条

【罰 則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

◆交差点での通行

信号機のある交差点では、信号機の表示する信号に従わなければならない。「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機のある場合は、その信号機の表示する信号に従う。

【該当規定】道路交通法第7条

【罰 則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

信号機のない交差点で、一時停止すべきことを示す道路標識等がある場合は、一時停止しなければならない。また、狭い道から広い道に出るときは、徐行しなければならない。

【該当規定】道路交通法第43条、第36条第3項

【罰 則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

◆横断

道路や交差点又はその付近に自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通行しなければならない。

【該当規定】道路交通法第63条の6、第63条の7第1項

◆自転車道の通行

普通自転車は、自転車道が設けられている道路では、やむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

普通自転車以外の二輪又は三輪の自転車（側車付きのもの及び車両をけん引しているものを除く。）は、自転車道を通行することができる。

【該当規定】道路交通法第63条の3、第17条第3項

【罰 則】2万円以下の罰金又は科料

◆普通自転車専用通行帯の通行

普通自転車は、普通自転車専用通行帯が設けられているときは、その普通自転車専用通行帯を通行しなければならない。

【該当規定】道路交通法第20条第2項

【罰 則】 5 万円以下の罰金

自転車の乗り方

◆安全運転の義務

ハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路及び交通等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

【該当規定】 道路交通法第70条

【罰 則】 3 ヶ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金等

◆夜間、前照灯及び尾灯の点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつけなければならない。

【該当規定】 道路交通法第52条第 1 項、第63条の 9 第 2 項、道路交通法施行令第18条第 1 項第 5 号

【罰 則】 5 万円以下の罰金

◆酒気帯び運転の禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはならない。

【該当規定】 道路交通法第65条第 1 項

【罰 則】 5 年以下の懲役又は100万円以下の罰金
（酒に酔った状態で運転した場合）

◆二人乗り等の禁止

小学校入学前の子供を乗せる場合等には、各都道府県公安委員会規則において定められている自転車の乗車定員に反して、自転車を運転してはならない。

【該当規定】 道路交通法第55条第 1 項／第57条第 2 項

【罰 則】 5 万円以下の罰金／ 2 万円以下の罰金又は科料

◆過積載の禁止

各都道府県公安委員会規則において定められている自転車の積載制限に反して、自転車を運転してはならない。

【該当規定】 道路交通法第55条第 1 項／第57条第 2 項

【罰 則】 5 万円以下の罰金／ 2 万円以下の罰金又は科料

◆並進の禁止

「並進可」の道路標識があるところ以外では、並んで走ってはならない。

【該当規定】 道路交通法第19条

【罰 則】 2 万円以下の罰金又は科料

◆ブレーキ不良自転車の運転禁止

基準に適合する制動装置を備えていないため、交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

【該当規定】 道路交通法第63条の9 第1項

【罰 則】 5 万円以下の罰金

道路交通法の改正内容

令和 4 年 4 月 27 日に公布された「道路交通法の一部を改正する法律」(令和 4 年法律第 32 号)により、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用の努力義務を課すこととされ、「公布の日から起算して 1 年を超えない範囲において政令で定める日」から施行することとなっている。

乗車用ヘルメットに関する規定

- 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するとき、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

【該当規定】改正後の道路交通法第 63 条の 11

事 務 連 絡
令和 4 年 10 月 11 日

各 校 園 長 様

指導部 首席指導主事
(生 活 指 導)

令和 4 年「自転車マナーアップ強化月間」等の推進及びポスター掲示について（依頼）

標題について、大阪府交通対策協議会及び市民局区政支援室地域安全担当課より依頼がありましたので、次のとおり送付いたします。

つきましては、送付資料を参考に、本運動の趣旨を踏まえ、PR ポスターを掲示するなど、引き続き各校園の実情に応じた交通安全教育の充実に努めていただきますようお願いいたします。

記

○送付資料

- 1 【別添 1】令和 4 年自転車マナーアップ強化月間推進要綱
- 2 【別添 2】駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施要領
- 3 令和 4 年自転車マナーアップ強化月間リーフレット（データ）
- 4 令和 4 年自転車マナーアップ強化月間ポスター（データ）

※ 4 については、後日、逡送においても送付いたします。

※ 掲示期間の目安：令和 4 年 11 月 1 日（火）～11 月 30 日（水）

指 導 部	教育活動支援担当 (生 活 指 導)
指導主事	川島 愛
電 話	06-6208-9174

**令和 4 年
自転車マナーアップ強化月間推進要綱**

目 的

この強化月間は、広く府民に自転車利用に関する交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることによって、自転車の安全適正利用を促進し、自転車利用者による交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期 間

令和 4 年 11 月 1 日（火）から 30 日（水）までの 30 日間

強化月間の重点

- 自転車の交通ルール遵守の徹底
- 自転車ヘルメット着用の推進
- 放置自転車の追放

スローガン

- 自転車も ルールを守る ドライバー
- ヘルメット かぶるだけでも 救える命
- ちょっとだけ みんなが困る その放置

強化月間の進め方

自転車利用者による交通事故や交通違反が社会問題となり、自転車利用者のマナーアップが望まれている現状をとらえ、強化月間の重点及び推進項目の趣旨が府民各層に定着して、府民一人ひとりが自転車利用に関する交通ルールを守り、交通事故の防止に寄与するよう、効果的に展開する。

- ポスター、公共交通機関等による構内放送、ホームページ等を活用した効果的な広報活動を行う。
- 市（区）町村を中心として、地域住民と一体的な交通安全運動を展開する。
- 新型コロナウイルス感染症への適切な対応を踏まえた広報啓発活動を実施する。

11月の府内一斉交通安全指導日等

11月 8 日（火）	ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日
11月 15 日（火）	近畿交通安全デー、交通安全家庭の日 高齢者交通事故ゼロの日 シートベルト着用徹底の日
11月 21 日（月）	めいわく駐車・放置自転車追放デー ノーマイカーデー

**自転車の交通ルール遵守の徹底
自転車ヘルメット着用の推進
放置自転車の追放**

大阪府内における自転車事故は、本年8月末現在、昨年と比べ、件数、死者数、負傷者数のいずれも増加し、件数については全事故件数の約35%を占めている。

また、令和3年中、自転車乗車中の死傷者のヘルメット着用率は4.9%と低調である。

◆ 推進機関・団体での推進項目

次に掲げる項目を中心に、新型コロナウイルス感染症への適切な対応を踏まえた交通安全教育、広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施

- 職員等に対する本月間の周知徹底と推進機関・団体相互の連携強化
- 企業・学校等に対する自転車安全利用に関する広報啓発及び指導教育の実施
- 各種イベントやキャンペーンを通じた本月間に関する広報活動の展開
- 自転車事故多発場所等における地域交通安全活動推進委員、地域住民、ボランティア等と連携した街頭指導活動の強化
- 悪質な違反を行う自転車利用者に対する指導警告及び取締活動の実施
- 自転車の安全性能に関する情報提供と、点検・整備の励行に関する啓発の実施
- ホームページや広報誌等の各種広報媒体の活用
- 自転車条例の周知の徹底
- 自転車事故被害者の救済に資するための自転車損害賠償責任保険等（自転車保険）への加入促進に関する啓発活動の実施
- 道路交通法改正（令和4年4月27日公布、1年以内施行）による、全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務化を踏まえた着用促進の強化
- 企業、自転車販売店、レンタサイクル業者及び自転車駐車場経営者等と連携した各種広報活動の展開
- 鉄道事業者・地域住民等と連携した駅周辺、繁華街等における違法駐輪に関する啓発活動（駐輪場所案内を含む）及び放置自転車撤去活動の強化

◆ 広報・実践促進事項

- 自転車は原則車道を通り、車道の左側を通りましょう
- 信号は必ず守りましょう
- 信号が青でも必ず左右・後方の安全を確認をしましょう
- 一時停止の標識のある交差点では、必ず一時停止をして、周囲の安全を確認しましょう
- 歩道は歩行者が優先です。通行が認められている歩道を通るときは、歩道の中央から車道寄りの部分を通りましょう
- 歩道を通るときは、すぐに停止できるような速度で徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止しましょう
- 傘を差しながら、スマートフォン等を見ながら、操作しながら等の「ながら運転」はやめましょう
- 自転車の点検整備は日頃から行い、反射材を取り付けた自転車を利用しましょう
- 夕暮れ時や夜間は早めにライトを点灯しましょう
- 万が一の自転車事故に備え、自転車損害賠償責任保険等（自転車保険）に加入しましょう
- 年齢にかかわらず自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう
- 児童や幼児を自転車に乗せるときは、ヘルメットをかぶらせましょう
- 未就学児を自転車の幼児用座席に乗せるときは、シートベルトをしつかり締めましょう。
- 未就学児2人を自転車に乗せるときは、後部座席、前部座席の順に乗せ、降ろすときには、前部座席、後部座席の順に降ろしましょう。
- 自転車は駐輪場等の決められた場所に駐輪しましょう

自転車の交通事故発生状況(令和4年8月末・確定値) 府警調査

1 交通事故発生状況

区分	年	令和4年	令和3年	前年対比	増減率
件数		5,691	5,568	+123	+2.2
死者数		21	19	+2	+10.5
負傷者数		5,525	5,497	+28	+0.5
重傷者数		656	625	+31	+5.0

全事故に占める割合	
令和4年	令和3年
34.9	34.7
21.9	20.2
29.1	29.4
36.6	35.5

※ 件数は関連件数(1当又は2当)、死者数、負傷者数は自転車自身の死傷者数を計上

2 道路形状別死傷者数

		令和4年				令和3年				前年対比	
		死者数	構成率	負傷者数	構成率	死者数	構成率	負傷者数	構成率	死者数	負傷者数
交差点		10	47.6	3,851	69.7	10	52.6	3,830	69.7	±0	+21
交差点付近		10	47.6	456	8.3	3	15.8	284	5.2	+7	+172
交差点等		20	95.2	4,307	78.0	13	68.4	4,114	74.8	+7	+193
単路		1	4.8	1,174	21.2	6	31.6	1,327	24.1	-5	-153
その他		0	0.0	44	0.8	0	0.0	56	1.0	±0	-12
合計		21	100.0	5,525	100.0	19	100.0	5,497	100.0	+2	+28

※ 自転車自身の死傷者数を計上

3 年齢別死傷者数

	自転車運転中		自転車同乗中		合計				
	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	死者数	構成率	前年対比	負傷者数	構成率
5歳以下	0	1	1	62	1	4.8	+1	63	1.1
6～12歳	0	265	0	9	0	0.0	±0	274	5.0
13～15歳	1	245	0	0	1	4.8	+1	245	4.4
16～19歳	0	524	0	2	0	0.0	±0	526	9.5
20～24歳	1	456	0	0	1	4.8	+1	456	8.3
25～29歳	3	426	0	2	3	14.3	+3	428	7.7
30歳代	1	752	0	1	1	4.8	±0	753	13.6
40歳代	1	750	0	0	1	4.8	+1	750	13.6
50歳代	3	719	0	0	3	14.3	±0	719	13.0
60～64歳	0	239	0	1	0	0.0	±0	240	4.3
65歳以上	10	1,071	0	0	10	47.6	-5	1,071	19.4
合計	20	5,448	1	77	21	100.0	+2	5,525	100.0

※ 自転車自身の死傷者数を計上

4 事故類型別死傷者数

		令和4年				令和3年				前年対比	
		死者数	構成率	負傷者数	構成率	死者数	構成率	負傷者数	構成率	死者数	負傷者数
出合頭		7	33.3	3,130	56.7	5	26.3	3,009	54.7	+2	+121
右折時		0	0.0	637	11.5	1	5.3	674	12.3	-1	-37
左折時		5	23.8	753	13.6	2	10.5	755	13.7	+3	-2
正面衝突		0	0.0	96	1.7	0	0.0	112	2.0	±0	-16
その他		5	23.8	896	16.2	9	47.4	940	17.1	-4	-44
車両相互		17	81.0	5,512	99.8	17	89.5	5,490	99.9	±0	+22
工作物衝突		3	14.3	5	0.1	1	5.3	2	0.0	+2	+3
転倒		1	4.8	3	0.1	0	0.0	4	0.1	+1	-1
その他		0	0.0	0	0.0	1	5.3	0	0.0	-1	±0
車両単独		4	19.0	8	0.1	2	10.5	6	0.1	+2	+2
人対車両		0	0.0	5	0.1	0	0.0	1	0.0	±0	+4
列車		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	±0	±0
合計		21	100.0	5,525	100.0	19	100.0	5,497	100.0	+2	+28

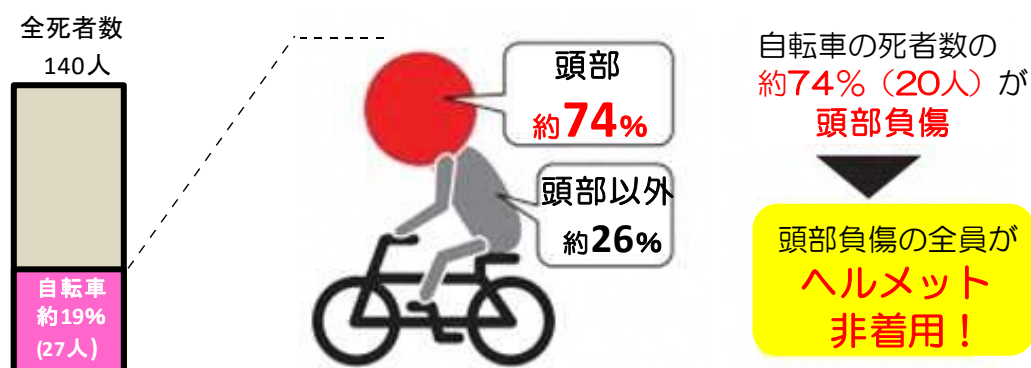
※ 自転車自身の死傷者数を計上

5 違反別死傷者数

	令和4年				令和3年				前年対比	
	死者数	構成率	負傷者数	構成率	死者数	構成率	負傷者数	構成率	死者数	負傷者数
信号無視	3	15.0	114	2.1	2	11.1	153	2.9	+1	-39
一時不停止	3	15.0	287	5.3	2	11.1	276	5.1	+1	+11
交差点安全進行	0	0.0	199	3.7	0	0.0	161	3.0	±0	+38
ハンドル・ブレーキ操作	4	20.0	18	0.3	1	5.6	29	0.5	+3	-11
前方不注意	1	5.0	47	0.9	1	5.6	46	0.9	±0	+1
動静不注意	2	10.0	1,220	22.5	2	11.1	1,223	22.8	±0	-3
安全不確認	4	20.0	2,062	38.1	8	44.4	2,055	38.3	-4	+7
その他の違反	1	5.0	213	3.9	0	0.0	195	3.6	+1	+18
違反なし・調査不能	2	10.0	1,256	23.2	2	11.1	1,226	22.9	±0	+30
合計	20	100.0	5,416	100.0	18	100.0	5,364	100.0	+2	+52

※ 1当+2当

自転車の交通事故（令和3年）府警調査



自転車乗車中のヘルメット着用状況（令和3年大阪の交通白書）

	死者数				負傷者数			
		構成率	前年比	うち15歳以下		構成率	前年比	うち15歳以下
着用	0	0.0%	±0	0	429	4.9%	+97	76
非着用	27	100.0%	-8	0	8150	93.3%	-15	817
不明	0	0.0%	±0	0	158	1.8%	+83	13
合計	27	100.0%	-8	0	8,737	100.0%	+165	906

ヘルメット着用の努力義務化

道路交通法改正により、全ての年齢層にヘルメット着用の努力義務化
（令和4年4月27日公布、1年以内施行）

駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施要領

1 趣旨

自転車利用者のマナー欠如により、依然として府内の鉄道駅周辺には無秩序に自転車が放置されている。放置自転車は街の美観を損ねるだけでなく、歩行者や障がい者の通行の妨げとなり、道路や駅前広場の機能を著しく低下させる要因となっている。

そこで、11 月を「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」と定め、関係機関・団体が連携し、集中的に広報・指導・撤去を行うことにより、広く府民に「自転車を放置しない」、「自転車を放置させない」という意識の高揚を図り、放置自転車のない、きれいで安全なまちづくりの推進に努める。

2 実施期間

令和4年11月1日（火曜日）から30日（水曜日）までの間

3 実施主体

大阪府交通対策協議会、関係市町、在阪鉄道事業者

4 実施内容

（1）広報啓発

ポスターの掲示、啓発品の配布

駅前における放置自転車クリーンキャンペーンの実施

施設スポット放送の有効活用

（2）街頭指導

駅周辺における自転車利用者への街頭指導及び自転車駐車場への誘導

自転車駐車場マップ等の作成、配布

（3）放置自転車の撤去

放置禁止区域の指定及び放置自転車の集中的な撤去

5 配意事項

（1）自転車関連イベントとの相乗効果を狙った広報啓発

ひったくり・自転車盗等の防止を目的とした防犯イベントなど、自転車関連イベントとの相乗効果を狙った啓発活動の実施

（2）商業施設・教育機関と連携した広報啓発

駅前にある商業施設や、学生が最寄り駅として利用している教育機関と連携した広報啓発の実施

（3）自転車駐車場の整備等

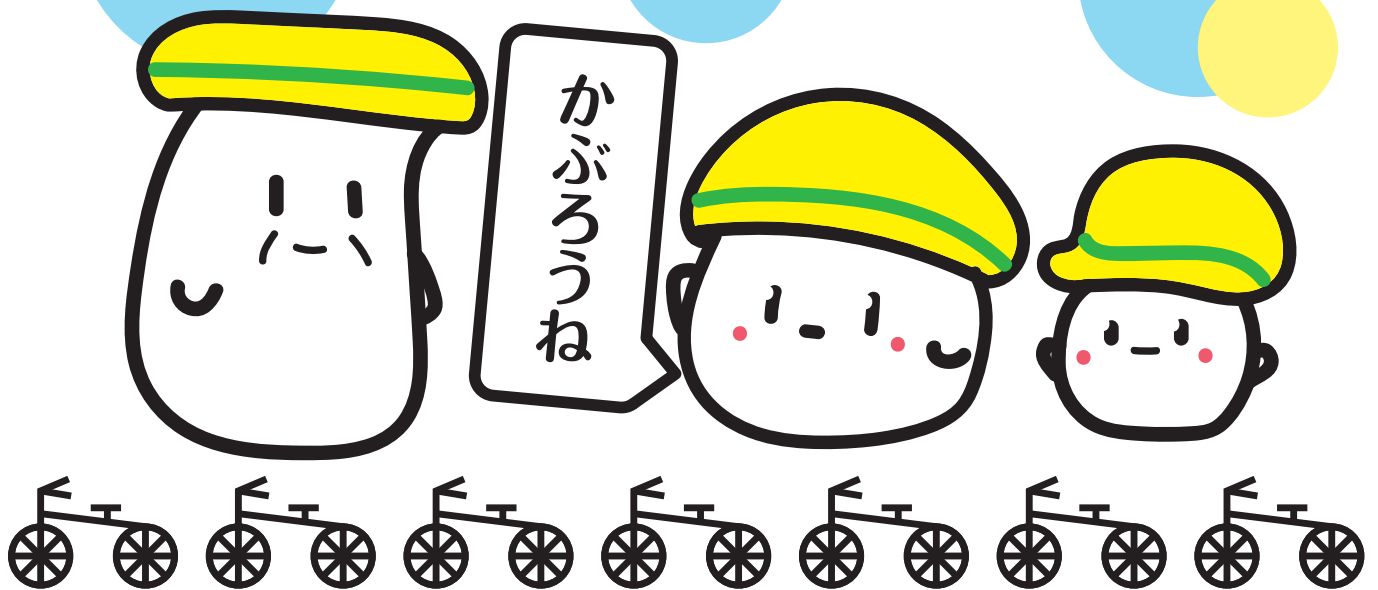
駅周辺の自転車の需要の多い地域における自転車駐車場の整備（公共駐車場の活用、鉄道事業者等との協力等）及び自転車駐車場への分かりやすい案内

自転車マナーアップ 強化月間

& 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

令和4年 **11**月**1**日(火)~**11**月**30**日(水)

年齢なんて関係ない
かぶろういのちを守る ヘルメット



第3回自転車の交通安全コンテスト最優秀賞 大阪府立今宮工科高等学校グラフィックデザイン系3年 奥田 星奏

月間の重点

- 自転車の交通ルール遵守の徹底
- 自転車ヘルメット着用の推進
- 放置自転車の追放

スローガン

- 自転車も ルールを守る ドライバー
- ヘルメット かぶるだけでも 救える命
- ちょっとだけ みんなが困る その放置

大阪府自転車条例により、自転車保険の加入が義務化されています。
障がい者が安心して通行できる交通環境をみんなでつくりましょう。

自転車の交通ルール遵守の徹底

- 自転車は「くるま」の仲間です。
原則、車道を走行しましょう。また、車道の左側を走行しましょう。
- しっかり一時停止しましょう。
一時停止の標識がある交差点では、一時停止し、左右を確認しましょう。
- 信号は必ず守りましょう。青信号でも周囲を確認しましょう。



この標識のある歩道では自転車も通行することができますが歩行者が優先です。



自転車ヘルメット着用の推進

ヘルメットがあなたの命を守ります

令和3年中の交通事故で、自転車に乗っていて

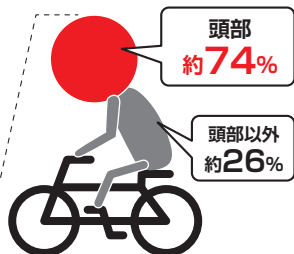
- 亡くなられた方の全員がヘルメット非着用
- 負傷された方の約93%がヘルメット非着用

被害を軽減するヘルメットを着用しましょう



自転車の交通事故(令和3年)

全死者数
140人



自転車の死者数の**74%**
(20人)が頭部負傷

頭部負傷の全員がヘルメット非着用!

道路交通法の改正により、全ての年齢層にヘルメット着用が努力義務化されます。
(令和4年4月27日公布、1年以内施行)

放置自転車の追放

放置自転車は、歩行者や自動車の通行の妨げになります。自転車を駐輪する場合は、駐輪場など決められた場所に駐輪しましょう。



ながら運転はやめましょう

傘をさしながら、携帯電話機等を操作しながら、大音量で音楽等を聴きながら等の「ながら運転」は大変危険なので絶対やめましょう。

STOP!
ながらスマホ



年齢なんて関係ない
かぶろういのちを守る ヘルメット



第3回自転車の交通安全コンテスト最優秀賞 大阪府立今宮工科高等学校グラフィックデザイン系3年 奥田 星奏

自転車マナーアップ強化月間

& 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

令和4年11月1日(火)~11月30日(水)

大阪府自転車条例により、自転車保険の加入が義務化されています。
障がい者が安心して通行できる交通環境をみんなで作りましょう。

STOP!
ながらスマホ



大阪府交通対策協議会

月間の重点

- 自転車の交通ルール遵守の徹底
- 自転車ヘルメット着用の推進
- 放置自転車の追放

